

第13号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則
文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。
以下同じ。）」を削り、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第三条第一項第八号を削り、同項第九号中「前条第一項第九号」を「前条第一項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「前条第一項第十号」を「前条第一項第九号」に改め、同号を同項第九号とする。

第四条中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する所得割課税額の計算を行う場合は、保護者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該保護者を指定都市以外の区市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

3 第一項に規定する所得割課税額の計算を行う場合は、保護者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納稅義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納稅義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（その者が同

法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

4 第一項に規定する所得割課税額の計算を行う場合は、保護者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項第二号に該当する者又は同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項第二号に該当する者であるときは、当該所得割課税額は、零とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の文京区立幼稚園使用条例施行規則の規定は、平成三十年九月一日から適用する。

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立幼稚園使用条例施行規則 昭和四十七年九月十二日 文教委規則第二号 改正 昭和四八年四月一日文教委規則第三号 昭和五一年七月一日文教委規則第一〇号 昭和五五年五月二〇日文教委規則第一二号 昭和五九年三月三一日文教委規則第四号 昭和六三年二月一八日文教委規則第三号 平成一四年一月八日文教委規則第六号 平成一五年三月一二日文教委規則第一号 平成二〇年三月六日文教委規則第三号 平成二四年一〇月一六日文教委規則第一〇号 平成二五年六月一二日文教委規則第三号 平成二六年六月四日文教委規則第一一号 平成二七年三月二四日文教委規則第一〇号 平成二八年五月二四日文教委規則第一四号 平成二九年二月七日文教委規則第一号 平成二九年六月一日文教委規則第七号 平成二九年一二月一二日文教委規則第一〇号 平成三〇年七月一一日文教委規則第四号 <u>平成三一年三月二六日文教委規則第一号</u> 東京都文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和三十九年三月二十四日文京区教育委員会規則第一号）の全部を改正する。	○文京区立幼稚園使用条例施行規則 昭和四十七年九月十二日 文教委規則第二号 改正 昭和四八年四月一日文教委規則第三号 昭和五一年七月一日文教委規則第一〇号 昭和五五年五月二〇日文教委規則第一二号 昭和五九年三月三一日文教委規則第四号 昭和六三年二月一八日文教委規則第三号 平成一四年一月八日文教委規則第六号 平成一五年三月一二日文教委規則第一号 平成二〇年三月六日文教委規則第三号 平成二四年一〇月一六日文教委規則第一〇号 平成二五年六月一二日文教委規則第三号 平成二六年六月四日文教委規則第一一号 平成二七年三月二四日文教委規則第一〇号 平成二八年五月二四日文教委規則第一四号 平成二九年二月七日文教委規則第一号 平成二九年六月一日文教委規則第七号 平成二九年一二月一二日文教委規則第一〇号 平成三〇年七月一一日文教委規則第四号 東京都文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和三十九年三月二十四日文京区教育委員会規則第一号）の全部を改正する。
第一条 （略） (保育料の減免)	第一条 （略） (保育料の減免)
第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。 一 （略） 二 当該年度に納付すべき所得割課税額が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額 三～七 （略）	第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。 一 （略） 二 当該年度に納付すべき所得割課税額（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額 三～七 （略）

八 当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第二号から第七号までに該当する世帯を除く。）保育料の二割に相当する額を限度とする減額

九 第二号の規定にかかわらず、幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。）保育料の八割に相当する額を限度とする減額

2・3・4 (略)

第三条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。

一～七 (略)

八 前条第一項第八号に掲げる世帯 預かり保育料の二割に相当する額を限度とする減額

九 前条第一項第九号に掲げる世帯 預かり保育料の八割に相当する額を限度とする減額

2・3・4 (略)

(所得割課税額の定義)

第四条 この規則において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項及び第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第三百十四条の七、

八 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者のうち、婚姻によらないで母又は父になった者（当該者の当該年度に納付すべき特別区民税の所得割が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦又は同項第十二号に規定する寡夫（以下「寡婦又は寡夫」という。）に該当するものとみなして算出した場合において非課税の世帯であるときに限る。）で現に婚姻をしていない世帯 全額免除

九 当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第二号から第七号までに該当する世帯を除く。）保育料の二割に相当する額を限度とする減額

十 第二号の規定にかかわらず、幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。）保育料の八割に相当する額を限度とする減額

2・3・4 (略)

第三条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。

一～七 (略)

八 前条第一項第八号に掲げる世帯 全額免除

九 前条第一項第九号に掲げる世帯 預かり保育料の二割に相当する額を限度とする減額

十 前条第一項第十号に掲げる世帯 預かり保育料の八割に相当する額を限度とする減額

2・3・4 (略)

(所得割課税額の定義)

第四条 この規則において「所得割課税額」とは、地方税法第一条第二項及び第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第三百十四条の七、

除く。) の額 (同法第三百十四条の七、三百十四条の八及び三百十四条の九並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第六項、第五条の五第二項、第七条の二第四項及び第五項、第七条の三第二項並びに第四十五条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額) をいう。ただし、所得割課税額の計算においては、同法第三百二十三条の規定により市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) の減免が行われた場合には、その額を所得割課税額から順次控除した額を所得割課税額とする。

2 前項に規定する所得割課税額の計算を行う場合は、
保護者が指定都市 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市を
いう。以下同じ。) の区域内に住所を有する者であるときは、当該保護者を指定都市以外の区市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

3 第一項に規定する所得割課税額の計算を行う場合は、保護者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額 (その者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額) に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗

三百十四条の八及び三百十四条の九並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第六項、第五条の五第二項、第七条の二第四項及び第五項、第七条の三第二項並びに第四十五条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額) をいう。ただし、所得割課税額の計算においては、同法第三百二十三条の規定により市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) の減免が行われた場合には、その額を所得割課税額から順次控除した額を所得割課税額とする。

じて得た額を控除する。

4 第一項に規定する所得割課税額の計算を行う場合
は、保護者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号
イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をし
ていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定
めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた
女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実
上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をして
いないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条
第一項第二号に該当する者又は同法第二百九十二条第
一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した
後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者
で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで
父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていな
いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含
む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第
二百九十五条第一項第二号に該当する者であるとき
は、当該所得割課税額は、零とする。

第五条 (略)

第五条 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改
正後の文京区立幼稚園使用条例施行規則の規定は、平
成三十年九月一日から適用する。